

平成22年度 初任者研修資料

教育実践の手引

高等学校・特別支援学校用

岐阜県教育委員会

新規採用教員の皆さんへ

急速な技術革新や国際化の進展など、社会の一大変革期にある現代において、将来求められる人間像を念頭に描きながら、児童生徒にとって何が最適かを常に考える教育が求められています。本県では、「一人ひとりの児童生徒が才能を伸ばすことができる教育の推進」、「児童生徒が安心して通うことができる信頼される学校づくり」、「家庭・学校・地域社会が連携して取り組む自律的で心豊かな人づくり」、「文化・スポーツの振興を通じた県民生きがいづくり」の4つの柱を重点として、真に子どもたちの幸せを願う教育の推進に努めていきます。

その中で、新規採用教員の皆さんは、児童生徒一人一人に深い愛情をもち、全力で教育活動に打ち込むことを通して、日々自己研鑽に励み、教師としての実践的指導力を高め、児童生徒の個性や学力を伸ばさせるとともに、豊かな人間性を身に付け、児童生徒、保護者、地域の人々、そして同僚から信頼される教師へと成長していかなければなりません。これは初任者に限らず全ての教師に求められることですが、とりわけ新規採用からの3年間は、これからの長い教師生活の土台を築き上げる最も大切な期間です。

初任者研修は、教育公務員特例法の中に位置付けられ、教師としての土台を築き、資質や能力を高める上で大切な時期に、「実践的な指導力と使命感を養い、幅広い知見を得る」ことを目的として実施される重要かつ意義深い研修です。所属する学校では、校長や指導教員をはじめとして多くの先生方の指導及び助言によって校内研修が行われます。また、年間25日間の校外研修も実施されます。真摯な態度、主体的かつ創造的な姿勢で、1年間を通じて初任者研修に臨むことは言うまでもありません。同期採用の仲間どうしで、情報交換することはもちろん、互いに切磋琢磨する気概をもたなければなりません。様々な研修と実践を通して、皆さんの教育者としての指導力や、これからの社会に不可欠な資質能力を身に付けるとともに、人間性を高め、新しい時代にふさわしい教育が行われることを期待します。

平成22年3月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

岐阜県がめざす教育

岐阜県では、平成20年12月に県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにした「岐阜県教育ビジョン」を策定しました。この教育ビジョンは、10年後の岐阜県教育のあるべき姿を目指し、平成21年度から平成25年度にかけての5年間の計画が示されたものです。本県教育の基本理念を踏まえ、重点目標を達成していくための教育の推進が求められています。

岐阜県教育ビジョン <豊かな自然と人の絆がはぐくむ夢と志>

ア 基本理念

めざす「ぎふの人間像」

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、
家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、
地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」

この理念に基づいて、岐阜県の子どもたちには、自立力・共生力・自己実現力の3つの力を、一体としてバランスよく育成していきます。

【3つの力】

自分に自信をもち、生涯を通して自ら学び、自ら考え行動し、社会の変化に主体的に対応していく力（自立力）
思いやりや助け合いの心、コミュニケーション能力や協調性をもち、人や社会とつながり、豊かな人間関係を広げ深めていく力（共生力）
高い志とグローバルな視野をもち、問題解決能力や創造力を発揮し、夢に向かって挑戦し続けるとともに、新しい価値を創造し、地域や社会の発展に貢献できる力（自己実現力）

【ふるさと岐阜の豊かな自然がはぐくむ自立と共生の心「清流スピリット」】

すべての子どもたちが、美しい心、思いやりの心をもって、たくましく生きていく姿は、県民の皆さんの心からの願いです。美しく豊かな岐阜県の自然を象徴する清流は、山から川へ、川から海へと流れ、やがて海の水は山に雨の恵みをもたらします。清く澄んだ川の流れは、穏やかで優しく、同時に大自然の力強さをもっています。また、川で生まれた鮎が、海で育ち、再び遡上して帰る母なる川でもあります。

岐阜県で生まれ育った子どもたちが、将来の夢や目標に向かって、「清く」「優しく」「たくましく」生きていく姿や、将来どこで暮らそうとも、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続ける心」を、美しい清流にたとえ、「清流スピリット」と表現し、岐阜県の子どもたちへのメッセージとして、県民の皆さんと共に子どもたちに伝え、未来を担う子どもたちの健全な育成に取り組んでいきます。

清流スピリット
ふるさとを愛し、
清く
優しく
たくましく生きる

イ 重点目標

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します。

子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図ります。

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます。

地域に根ざし地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます。

子どもたち一人一人の成長を一貫して見守り支援できるよう、学校種間の連携を図ります。

家庭が子育てと教育の責任・役割を十分に果たせるよう、社会全体で家庭教育を支援し、その充実を図ります。

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニティづくりを進めます。

【岐阜県教育委員会ホームページ】

< 岐阜県教育ビジョン > www.pref.gifu.lg.jp/pref/s17765/vision/vision.html

目 次

1	初任者研修	1
2	学習指導要領	2
3	学習指導	4
	(1) 学習指導	4
	(2) 学力	4
	(3) 評価(「指導と評価の一体化」)	4
	(4) 評価規準	5
	(5) 年間指導計画(指導と評価の年間計画)	5
	(6) 学習指導案	6
	・学習指導案例 高等学校 国語	7
	・学習指導案例 高等学校 地理歴史	8
	・学習指導案例 高等学校 公民	10
	・学習指導案例 高等学校 数学	12
	・学習指導案例 高等学校 理科	14
	・学習指導案例 高等学校 保健体育	16
	・学習指導案例 高等学校 芸術(音楽)	18
	・学習指導案例 高等学校 芸術(美術)	20
	・学習指導案例 高等学校 芸術(書道)	21
	・学習指導案例 高等学校 外国語	22
	・学習指導案例 高等学校 家庭	23
	・学習指導案例 高等学校 農業	25
	・学習指導案例 高等学校 工業	26
	・学習指導案例 高等学校 商業	28
	・学習指導案例 高等学校 福祉	30
	・学習指導案例 特別支援学校 小学部	31
	・学習指導案例 特別支援学校 高等部	32
	(7) 授業に臨んで	35
	(8) 授業評価	38
	(9) テスト	38
	(10) 情報機器等の活用	39
4	総合的な学習の時間	40
5	特別活動	41
6	生徒指導	42
7	進路指導	44
8	産業教育	46
9	人権同和教育	47
10	特別支援教育	48
11	定時制・通信制教育	49
	資料1 初任者研修制度の法的根拠	50
	資料2 教員の身分と服務	51

1 初任者研修

(1) 研修の意義

「研修」は、「研究」と「修養」を内容とする。

教育公務員特例法

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

教育は、未来に生きる人間を対象として営まれるものであり、その成果は教育に携わる指導者によって大きく左右されるものである。したがって、教員は常に公教育の推進者としての使命を自覚し、自らの識見を高め、指導力の向上を目指して努力しなければならない。

「研究」は専門教科・科目の学問的な研究のほか、教材研究、学習指導法の研究、生徒指導上の諸研究（生徒理解、カウンセリング等の研究）、校務分掌上の諸研究、特別活動に関する研究、その他の研究（部活動、学校図書館活動等）など多岐にわたる。

教員の場合、新任当初から経験豊富な教員と同様に授業を担当することになる。その新任教員にとって、まず第一に必要なことは、教材の研究・学習指導法の研究によって、授業を適切に実施する力を身に付けることである。

「修養」は、学問を修めると同時に、人間として、教師としての人格向上や成長に努める努力を、生涯にわたって続けることである。

(2) 初任者研修の目的

教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として1年間の研修を実施し、教師としての使命感を養うとともに、教科指導の専門性を高め、実践的指導力と幅広い知見を得させる。

(3) 校外研修

初任者は、校外において年間25日間の研修を受ける。教員としての使命感を養うとともに、教科指導の専門性を高め、実践的指導力と幅広い知見を得させることを目的とする。詳細は『初任者研修の手引』を参照のこと。

(4) 校内研修

初任者は、校内における具体的実践に基づいて、教科指導や特別活動等の研修を受ける。校長は、指導教員や教科指導員（拠点校方式では拠点校指導員と校内指導員）の参画を得て、週6時間程度、年間180時間以上の年間指導計画を作成する。このうち、120時間以上を「示範授業」や「研究授業」、「授業参観」、「授業研究」等、授業研修に充てる。また、60時間以上を一般研修に充てる。（詳細は『初任者研修の手引』を参照のこと）

2 学習指導要領

全国のどこにいても一定水準の教育が受けられるようにするため、学校が教えることの基準として定められているのが「学習指導要領」である。

昭和22年に最初の学習指導要領が通達されて以来、ほぼ10年ごとに改訂が繰り返されてきた。現行の学習指導要領は、小学校・中学校では平成14年度から、高等学校では平成15年度から学年進行で、また、特別支援学校においてはそれぞれの学校段階に準じて実施されている。

平成21年3月に、新学習指導要領が公示され、一部は平成22年度から先行実施されている。(詳しくは次ページ(4)参照)

(1) 現行学習指導要領の理念が引き継がれる新学習指導要領

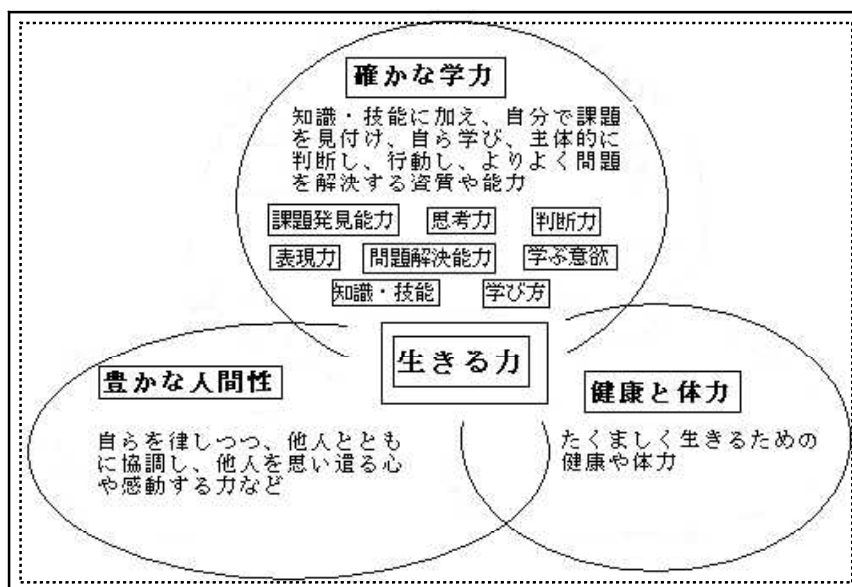
現行学習指導要領の理念である「生きる力」をはぐくむことは、新学習指導要領にも引き継がれる。

「生きる力」とは、以下の3つの要素を兼ね備えた力のことである。(下図参照)

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力(確かな学力)

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

たくましく生きるための健康や体力 など



(2) 新学習指導要領のねらいとポイント

教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の理念の具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領が改訂された。

ポイント

- ・改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の改訂
- ・「生きる力」という理念の共有
- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ・思考力・判断力・表現力等の育成
- ・確かな学力を確立するために必要な時間の確保
- ・学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ・豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

(4) 新学習指導要領の実施について

・改正案の主な内容

高等学校・・・各教科における科目構成の変更。

特別支援学校・・・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の内容に準じて行うとともに、特別支援学校（知的障害）高等部の専門教科として、「福祉」を新設。

・実施時期

高等学校

平成25年度入学生から新学習指導要領を学年進行で実施する。

ただし、次の教科等については先行して実施する。

ア) 総則、総合的な学習の時間及び特別活動・・・平成22年度から実施

イ) 数学、理科及び専門教科（理数）・・・平成24年度入学生から学年進行で実施

ウ) 専門教科（福祉）・・・平成21年度から可能

エ) 保健体育、芸術及び専門教科（体育、音楽、美術）・・・平成22年度から可能

特別支援学校

）幼稚部・・・平成21年度から実施

）小学部・中学部・・・小学校又は中学校に準ずる各教科等については、小学校又は中学校の実施スケジュールに準じて実施（平成21年度から移行措置、平成23年度から小学部実施、平成24年度から中学部実施）

ただし、次の教科等については先行して実施する。

ア) 総則及び自立活動・・・平成21年度から実施

イ) 特別支援学校（知的障害）の各教科・・・平成21年度から可能

）高等部・・・高等学校に準ずる各教科等については、高等学校の実施スケジュールに準じて実施する。

ただし、次の教科等については先行して実施する。

ア) 総則、道徳、自立活動・・・平成22年度から実施

イ) 専門教科（保健医療、理療、理学療法、印刷、理容・美容、クリーニング、歯科技工）・・・平成22年度から可能

ウ) 特別支援学校（知的障害）の各教科・・・平成22年度から可能

3 学習指導

(1) 学習指導

学習指導とは、各教科において、教師にとっては「教え」、生徒にとっては「学ぶ」過程で、生徒が生涯にわたって主体的に学習する態度や創造する能力を養うために行う指導のことである。

したがって、教師は、今教えていることが生徒の将来にとってどのような意味をもつものであるかをはっきりつかみ、それを十分知らせるとともに、**生徒にとって「わかる授業」を実践**して、いかに充実感をもたせるかということ絶えず念頭に置きながら授業を計画し、実践しなければならない。

教師主体の講義形式の一方通行的な授業は、画一的で、知識・理解に偏重した展開になりがちである。以下に説明するような学力観のもとで、教師からの**一方的な説明ではなく、教師と生徒の双方向から発信される授業を実践**することが大切である。そのためには、学習指導要領に示された各教科・科目の目標と内容、各学校の掲げる教育方針をしっかりと踏まえ、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路などを十分に考慮して、より適切な指導計画の作成と実践を行う必要がある。

(2) 学力

学力については、「読・書・算」に代表されるような知識・理解・技能にとどまらず、自ら学ぶ意欲や、思考力、判断力、問題解決能力などまで含めるものと考えなければならない。

従来の指導においては、ともすれば、画一的に知識を教え込み、知識の量の多少によって学力をとらえがちであった。学習指導要領は、これまでの学力に対する考え方を転換し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、すなわち「**確かな学力**」を育てることを目標にしている。各教科においては、それを踏まえて教科目標の設定がなされており、学習指導においては、この点を十分理解して、その実現を図らなければならない。

(3) 評価（「指導と評価の一体化」）

評価に当たっては、知識や技能の到達度を的確に評価することはもとより大切であるが、それにとどまることなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力なども含めた学習における到達度を適切に評価することが重要である。

現行の学習指導要領の下では、評価の4観点「**関心・意欲・態度**」、「**思考・判断**」、「**技能・表現**」、「**知識・理解**」による評価を基本とする。その場合、例えば「**知識・理解**」についても、単に覚え込むものにとらえるのではなく、児童生徒が自ら体験して実感をもって学ぶことにより、学習や生活に生きて働くものにとらえて身に付けさせる必要がある。

教育活動は、計画、実践（指導）、評価という一連の活動が繰り返されながら、生徒のよりよい成長を目指した指導が展開される。すなわち、指導と評価とは別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である（いわゆる「**指導と評価の一体化**」）。

また、評価は、学習の結果に対して行うだけでなく、学習指導の過程においても実施することができるよう、評価の工夫を一層進めることが大切である。児童

生徒にとって評価は、自らの学習状況に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達を促すという意義がある。

(4) 評価規準

教育活動には目標があり、その評価は目標が実現されたかどうかという視点からなされるべきものである。この「目標」が、「評価規準」である。

評価規準は、基本部分は学習指導要領に基づくが、各単元（題材）ごとの評価規準など、授業の実施を想定したより具体的な部分については、各学校の実状に即して作成する必要がある。

また、評価規準を作ると同時に、どの場面でどのような手段で評価するかという評価方法・手段も同時に示す必要がある。

(5) 年間指導計画（指導と評価の年間計画）

ア 作成の意義

担当する教科・科目のほか、総合的な学習の時間、ホ－ムル－ム活動など、年間を通じての指導に当たっては、それぞれの目標のもと、1年間を見通した年間指導計画に基づいて日常の指導が行われる。適切な評価によって生徒の目標到達度が測定されるとともに、教師の指導を改善する資料が得られ、これを生かして次の計画が練られる。「指導と評価の一体化」が具現するような指導が行われる。このようなフィードバックを積み重ねてこそ教師としての成長も遂げられ、よりよい教育を実現することができるのである。

指導計画は、年度当初、概略的な年間指導計画として立案される。しかし、これは、各単元（題材）ごとの指導と評価の計画及び毎時間の具体的な実践計画に裏付けられるものでなければならない。その毎時間ごとの指導計画が、学習指導案である。

イ 作成に当たっての留意事項

学習指導要領に示された「目標」、「内容」、「内容の取扱い」、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」について、十分に理解する。

学校・学科の教育目標や生徒の実態を十分に踏まえた指導計画を作成する。

学校の教育課程における当該教科・科目の位置付けを明らかにし、他の教科・科目との関連を図り、発展的・系統的な指導ができるようにする。

評価が適切に行われるよう、方法、時期、規準などを十分に工夫して位置付ける。

指導の順序や指導項目のまとめ方に工夫を加え、教育機器等の利用、学校図書館の活用を考えるなどして効果的な指導ができるようにする。

実験・実習を伴う教科・科目にあっては、その適切な位置付けと指導方法の工夫を図る。

年間指導計画の実施に当たっては、実施状況、生徒の反応、問題点、改善策などその都度記録しておき、次年度の改善につなげる。

(6) 学習指導案

ア 作成に当たっての留意事項

(ア) 単元（題材）及び本時で扱う内容を明らかにする。

指導内容を教師自身が徹底的に理解する。学習指導要領や年間指導計画を土台にして、扱う内容を明らかにする。主体的・積極的な教材研究が求められる。

(イ) 生徒の実態を把握する。

学習の主体は生徒である。指導に直接関わる生徒の実態を具体的にとらえ、その上で教材を吟味し、指導過程を工夫する。特に既習事項の理解とその定着度を把握することは、授業を進める上で不可欠の条件である。

(ウ) 指導の重点化を図る。

内容のどこに重点を置くか、あらかじめ十分に検討しておく。指導内容を徹底的に研究するとともに、生徒の実態を踏まえ重点化を図ることが大切である。

(I) 指導目標を明らかにする。

この単元（題材）及び本時の指導を通して生徒にどんな力を付けたいのかを明らかにする。教科・科目の本質的なねらいに加えて、その教材を通して習得させる知識、技術、態度の面について明記する。

(オ) 適切な学習過程の組み立てを考える。

本時の学習目標を達成するために、学習過程を時系列的にどのように組み立てるかを工夫する。その際、次の点に十分に配慮する。

- ・ 生徒が主体的に学習に取り組める学習過程であること。
（課題の設定の仕方や問題の与え方、分量は適切か）
- ・ 生徒の思考の順序性を踏まえた学習過程であること。
- ・ 生徒が発見、思考、判断する場を明確にした学習過程であること。
- ・ 学習方法の指導や訓練が設けられた学習過程であること。
- ・ 資料や教具、機器等の活用が図られた学習過程であること。
- ・ 実験・実習が明確に位置付けられた学習過程であること。

(カ) 発問内容などを明らかにする。

簡潔な中にも、メインとなる発問（テーマ）と期待する答え（到達する目標）や生徒の学習活動などを必ず盛り込み、授業者の意図が明確になるように努める。

(キ) 評価の実施場面や方法などを明らかにする。

単元（題材）ごとの評価の計画や評価規準に基づき、授業の中のどこでどのような評価を行うかを明確にする。

イ 学習指導案の作成例

各教科等の学習指導案の例を、次頁以降に示す。